阿波国府跡発掘調査報告書

2001. 3

徳島市教育委員会

阿波国府跡発掘調査報告書

2001.3

徳島市教育委員会

例　　言

1　本書は、徳島市国府町矢野において実施した阿波国府跡発掘調査の報告書である。

2　調査は、平成12年度国宝重要文化財等保存整備事業として実施した。

3　調査期間、調査面積は下記のとおりである。

調査期間

平成12年９月25日～平成13年３月30日

調査面積

840㎡

4　発掘調査および整理作業は徳島市教育委員会が主体となり実施した。

現地調査・整理作業

調査主任

勝浦康守（徳島市教育委員会社会教育課）

調査員

中野勝美

調査補助員

稲岡勝記、稲岡知美、稲岡建治、青木健司、森本由紀子、水溜定子、切原美佐子
佐藤雅信、折野絵美、山口文子、露口啓子、吉田祐子、仲村ツル子

5　発掘調査にあたり、奈良国立文化財研究所の山中敏史氏から御教示と御指導をいただいた。記して感謝いたします。

6　本書に収録した遺物および記録類は、すべて徳島市教育委員会社会教育課において収録・保管する。

7　本書は以下の分担で作成した。

製図・トレース・写真撮影・レイアウト

中野、折野、山口、勝浦

執筆・編集

勝浦

目　　次

例言

目次

本文目次

Ⅰ　調査に至る経緯と経過……1
Ⅱ　検出遺構と出土遺物……2
　i　掘立柱建物跡 SH01 ……3
　ii　掘立柱建物跡 SH02 ……3
　iii　掘立柱建物跡 SH03 ……3
　iv　掘立柱建物跡 SH04 ……4
　v　掘立柱建物跡 SH05 ……4
　vi　掘立柱建物跡 SH06 ……4
　vii　井戸 SE01 ……5
Ⅲ　小結……6

挿図図版

第１図　遺構概略図
第２図　掘立柱建物跡 SH01～06
第３図　掘立柱建物跡 SH01
第４図　掘立柱建物跡 SH02
第５図　掘立柱建物跡 SH03
第６図　掘立柱建物跡 SH04
第７図　掘立柱建物跡 SH05
第８図　井戸 SE01
第９図　井戸 SE01出土遺物

表図版

表１　掘立柱建物跡一覧

写真図版

図版１　上：掘立柱建物跡 SH01～03
　　下：掘立柱建物跡 SH01・02
図版２　上：掘立柱建物跡 SH01・02
　　下：井戸 SE01
図版３　上：掘立柱建物跡 SH01・04
　　中：掘立柱建物跡 SH02
　　下：掘立柱建物跡 SH03
図版４　上：掘立柱建物跡 SH05
　　中：井戸 SE01丸太分割刳抜材部
　　下：井戸 SE01丸太分割刳抜材ほぞ穴
図版５　上：井戸 SE01丸太分割刳抜材半割
　　中：井戸 SE01横板組無支持部
　　下：井戸 SE01横板組無支持隅部
図版６　井戸 SE01出土遺物
図版７　井戸 SE01出土遺物

報告書抄録

ふりがな	あわこくふあとはっくつちょうさほうこくしょ
書名	阿波国府跡発掘調査報告書
副書名	
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	勝浦康守
編集機関	徳島市教育委員会
所在地	〒770－8571　徳島市幸町２丁目５番地　TEL　088－621－5418
発行年月日	西暦　2001年３月30日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 m²	調査原因
阿波国府跡（あわこくふあと）	徳島県徳島市（とくしまけんとくしまし） 国府町（こくふちょう）	36201	－	34度 30分 54秒	134度 28分 23秒	20000925～ 20010330	840	国補事業 市内遺跡調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
阿波国府跡	官衙跡	古代	掘立柱建物跡 井戸	土師器・須恵器・瓦 櫛・籠・曲物	

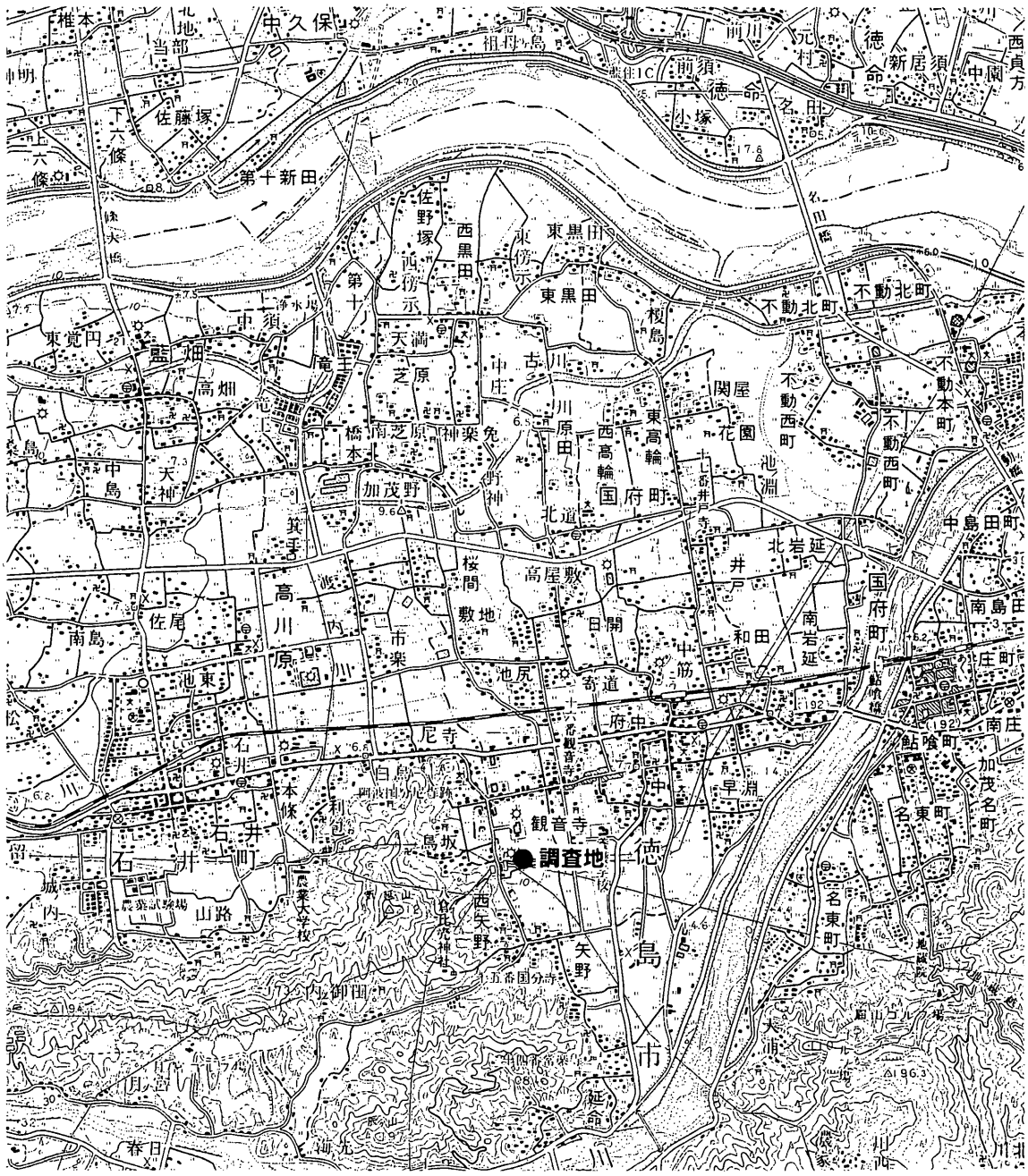

調査地位置図（1：50,000）

Ⅰ　調査に至る経緯と経過

平成10年度から始まる阿波国府跡所在確認調査の３年目にあたる。昨年度に引き続き、今回の調査についても、徳島市国府町矢野字せんだんの木おいて正方位地割を残存する方１町内で実施した。昨年度の調査では、正方位を指向する奈良時代の掘立柱建物６棟を確認し、方１町内での建物跡群の西および北側の領域を確認している。今回の調査は、東および南の領域での建物跡群の存否を確認することが目的である。なお、東の領域での調査は、平成10年度にすでに実施している経緯があるが、この時は建物跡が確認されていない。今回の調査では、平成10年度時の調査地よりさらに内側においてⅠ区を設定、また、昨年度西側の調査区とⅠ区の間においてⅡ区を設定した。なお、Ⅰ区においては、遺構確認のため部分拡張を実施している。

調査は現代水田耕作土を重機掘削により除去し、以後、人力掘削により包含層を除去し遺構の検出に努めた。Ⅰ区においては、正方位指向の掘立柱建物跡を３棟さらに現存条里地割と方位を同じにするN－10°－W指向の建物跡を３棟を確認している（第１・２図・図版１・２）。また、Ⅱ区においては建物跡は見られず井戸１基を確認している。Ⅰ・Ⅱ区での建物跡の在り方から、掘立柱建物跡群の想定域は方75mであることが把握された。

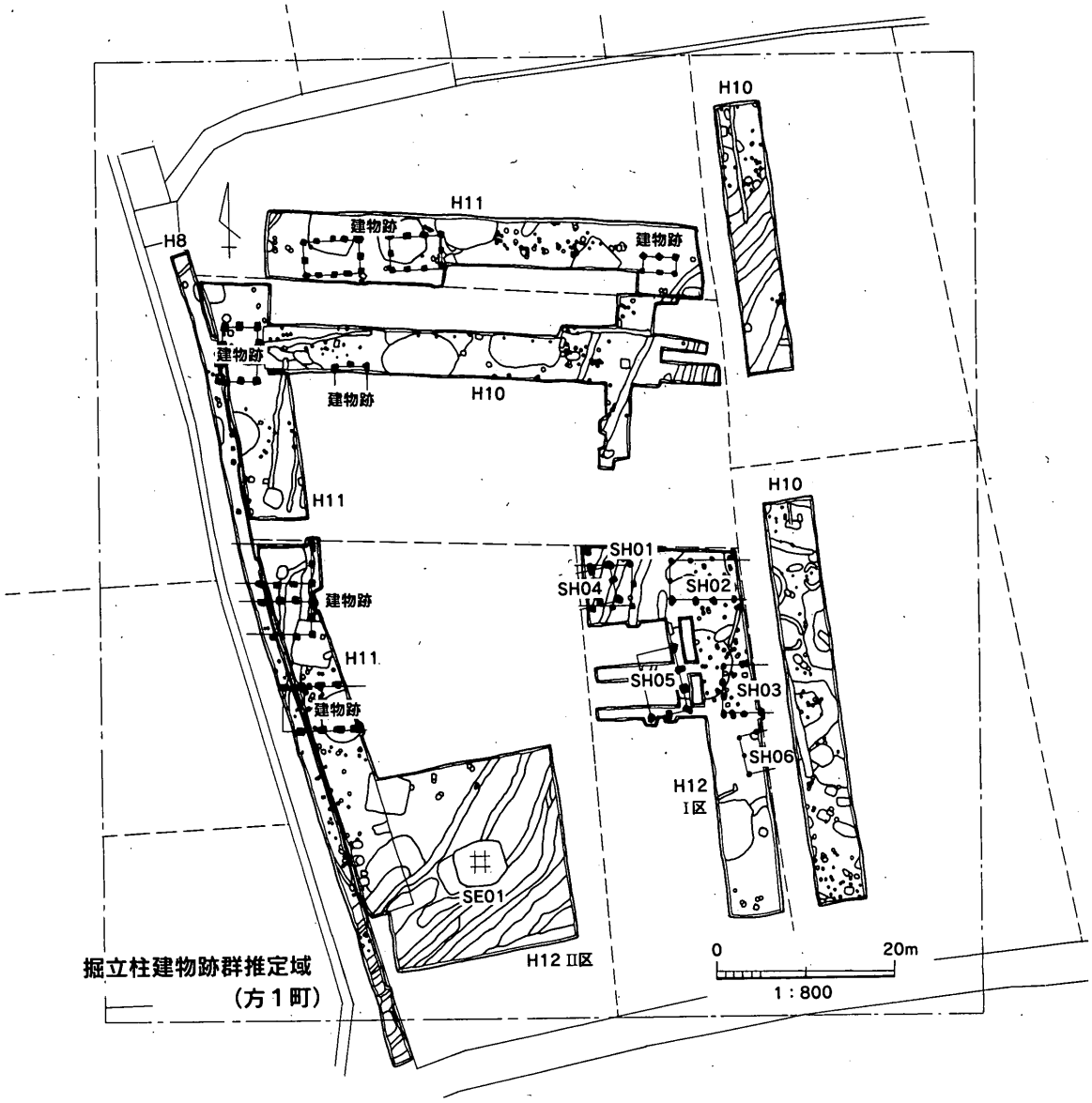

第１図　遺構概略図（H８・10～12年度）

Ⅱ　検出遺構と出土遺物

調査地周辺の現地表面の標高はT.P.+9.3mを測る。現代水田耕土層下30cmの黄色シルト～黄灰色砂礫層上面において遺構を検出している。

調査対象とする奈良・平安時代の遺構については、掘立柱建物跡および井戸を確認している。掘立柱建物跡はこれまでの調査で確認された正方位を指向するものと、今回、現存条里と方位を同じにするN－10°－W指向のものを確認し、当初より掘立柱建物跡群の範囲を想定してきた方1町領域内には、異なる方位を示す建物跡が存在することが明確化した（第2図）。

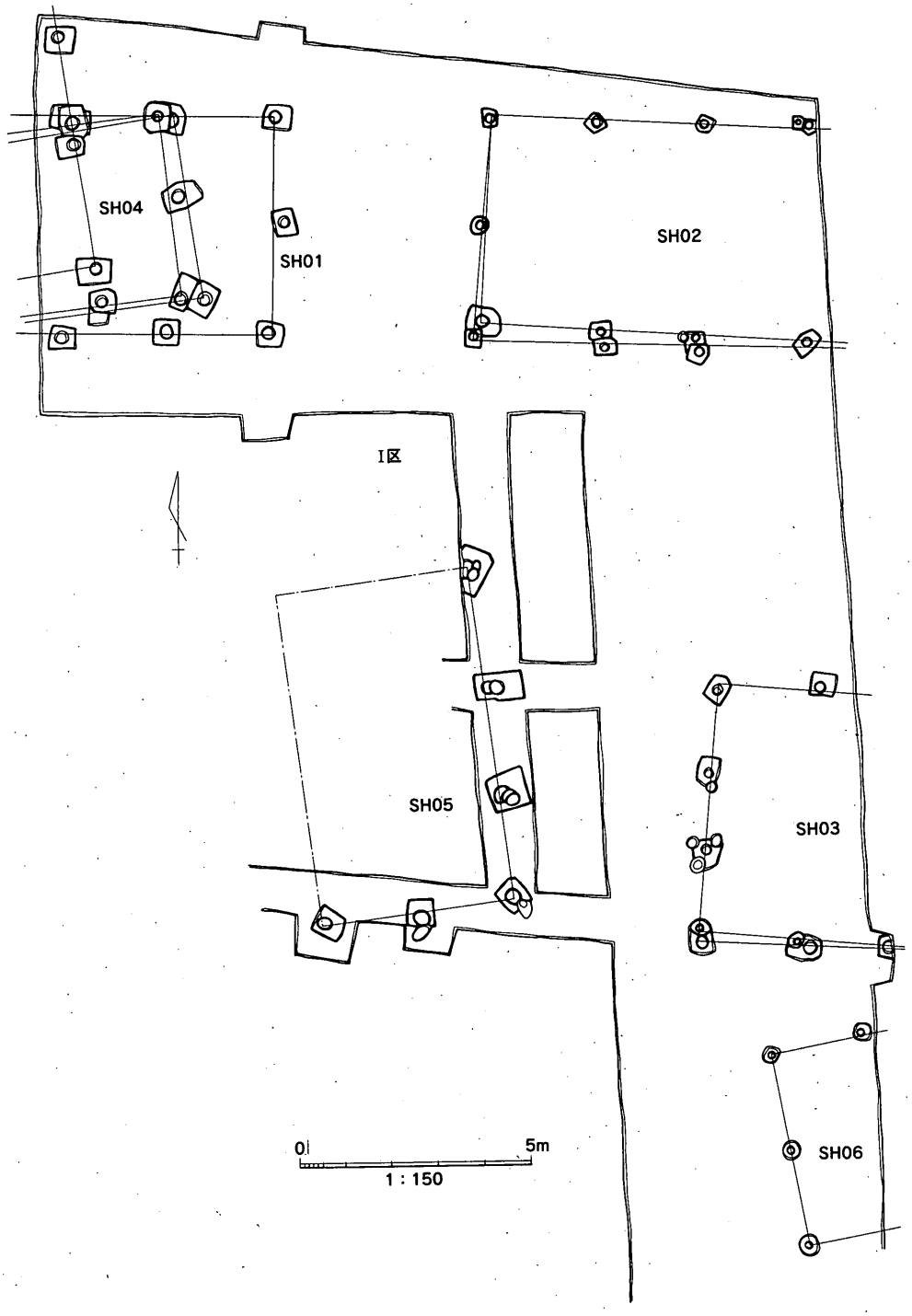

第2図　掘立柱建物跡SH01～06

ⅰ　**掘立柱建物跡 SH01**（第３図・図版３）

調査地Ⅰ区において検出した梁行２間、桁行３間もしくは３間以上の東西棟の側柱建物であり、建物方位は北で東に２°振っている。柱穴掘形の平面形は一辺60cmの方形もしくは50cm×60cmの長方形を呈する。梁行の棟持柱の柱穴が身舎外側へずれていることから、直接棟柱を支える構造の建物であると考えられる。柱間寸法は東側柱北より2.19m－2.37m、南側柱東より2.18m－2.24mを測る。北側柱は建物跡 SH04の柱穴掘形と重複している。

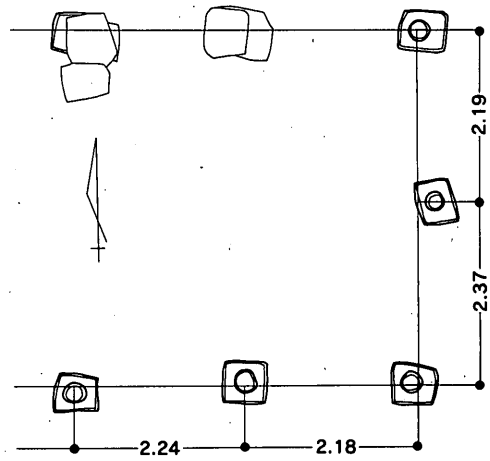

第３図　掘立柱建物跡 SH01（S＝1：100）

ⅱ　**掘立柱建物跡 SH02**（第４図・図版３）

調査地Ⅰ区において検出した梁行２間、桁行４間もしくは４間以上の東西棟の側柱建物であり、建物方位は北で東に５°振っている。柱穴掘形の平面形は一辺40cmの方形もしくは50cm×60cmの長方形あるいは径40cmの円形を呈し、南側柱に柱の造替がみられる。柱間寸法は西側柱北より2.31m－2.00m（造替後＋0.34m）、北側柱西より2.33m－2.33m－2.31mを測る。SH01と桁柱筋を合わせていることやSH01との間隔が梁行と同等（約15尺）に設定されていることから２棟を並立させる意識的な建物配置である。

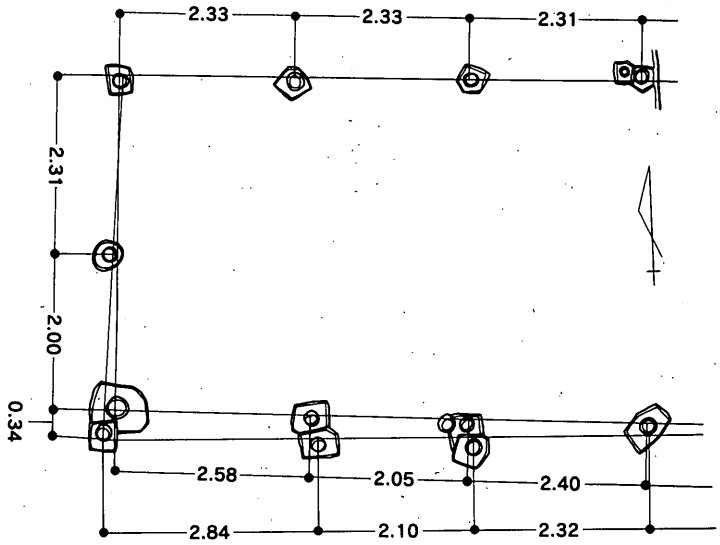

第４図　掘立柱建物跡 SH02（S＝1：100）

ⅲ　**掘立柱建物跡 SH03**（第５図・図版３）

調査地Ⅰ区において検出した梁行２間、桁行３間の側柱建物であるが、桁行３間以上の東西棟の可能性がある。建物方位は北で東に５°振っている。柱穴掘形の平面形は一辺60cmの方形もしくは60cm×70～80cmの長方形を呈する。南側柱に柱の造替がみられる。柱間寸法は南側柱西より2.32m－1.70m（造替後2.10m－2.00m）、西側柱北より1.77m－1.63m－2.00m（造替後－0.34m）を測る。

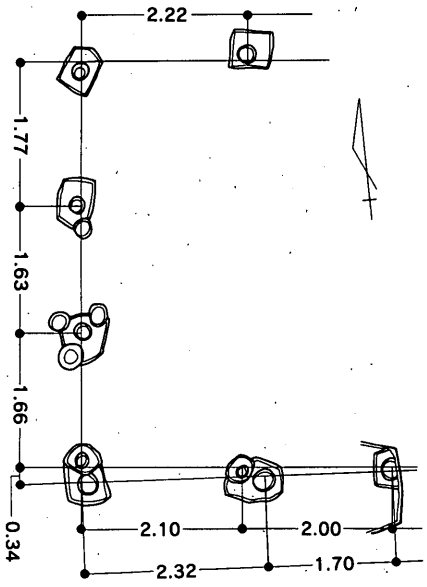

第５図　掘立柱建物跡 SH03（S＝1：100）

iv　掘立柱建物跡 SH04（第６図・図版３）

調査地Ⅰ区において検出した梁行２間、桁行２間もしくは２間以上の東西棟の側柱建物である。建物方位は北で西に10°振っている。同位置において一度建替が行われる。柱穴掘形の平面形は一辺60cmの方形もしくは60cm×70～80cmの長方形を呈し、掘形の方向は一定しない。柱間寸法は北側柱東より1.90m（建替後）、南側柱東より1.75m（建替後）、東側柱北より1.60m－2.25m（建替後1.74m－2.11m）を測る。建替に伴い梁行中央の柱（棟持柱）の造替は見みれず、梁行隅柱が身舎内側に設定されていることから、独立棟持柱として残存させた可能性がある。

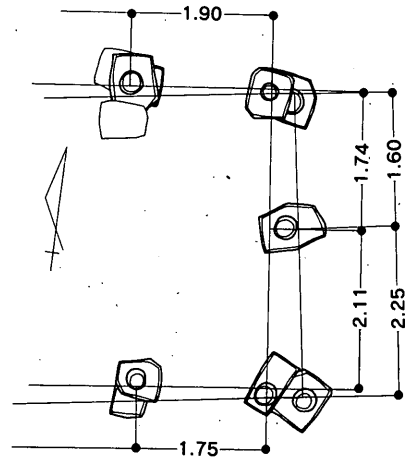

第６図　掘立柱建物跡 SH04（S＝1：100）

v　掘立柱建物跡 SH05（第７図・図版４）

調査地Ⅰ区において検出した梁行２間、桁行３間の南北棟の側柱建物である。建物方位は北で西に10°振っている。全体的な建替はみられないが、柱の造替が部分的に行われているので、単時期の存続ではないと考えられる。柱穴掘形の平面形は一辺80cmの方形もしくは60cm×70cmの長方形あるいは80cm×100cmの長方形を呈し、掘形の方向は隅柱がそれぞれ身舎方位に対し45°傾く。柱間寸法は南側柱西より2.10m－2.10m、東側柱北より2.60m－2.55m－2.10mを測る。柱穴より黒色土器Ａ類椀片が出土している。

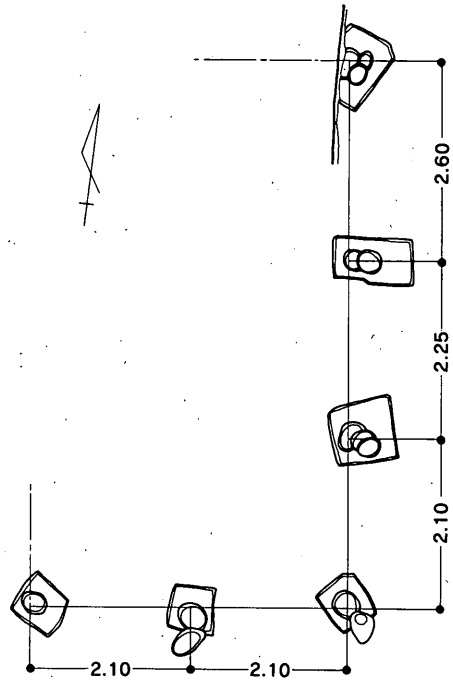

第７図　掘立柱建物跡 SH05（S＝1：100）

vi　掘立柱建物跡 SH06（第２図）

調査地Ⅰ区において検出した梁行２間、桁行２間以上の東西棟の側柱建物もしくは梁行２間、桁行２間の南北棟の側柱建物の可能性があるが明確ではない。建物方位は北で西に10°振っている。建替あるいは柱の造替もみられない。柱穴掘形の平面形は径40cmの円形を呈する。柱間寸法は西側柱北より2.10m－2.10m、北側柱西より1.95mを測る。SH06以南において建物跡がみられないことから、方１町内における建物跡群の南限と想定される。

表１　掘立柱建物跡一覧

番号	桁行・梁行	桁　行	梁　行	柱穴掘形規模・形状	方　位	備　考
SH01	桁行２間＋α 梁行２間	南　桁 4.42m＋α	東　梁 4.56m	60×60cm・方 50×60cm・長	N－2°－E 東西棟	側柱建物 独立棟持
SH02	桁行３間＋α 梁行２間	北　桁 6.97m＋α	西　梁 4.31m	40×40cm・方 50×60cm・長 40cm・円	N－5°－E 東西棟	側柱建物 独立棟持柱 南桁柱造替 建物１と並立
SH03	桁行３間 梁行２間	西　桁 5.40m	南　梁 4.02m＋α	60×60cm・方 50×60cm・長 60×80cm・長	N－5°－E 南北棟？	側柱建物 東西棟の可能性 南桁柱造替
SH04	桁行１間＋α 梁行２間	北　桁 1.90m＋α	東　梁 3.85m	60×60cm・方 60×70cm・長 60×80cm・長	N－10°－W 東西棟	側柱建物 建替有
SH05	桁行３間 梁行２間	東　桁 6.95m	南　梁 4.20m	80×80cm・方 60×70cm・長 80×100cm・長	N－10°－W 南北棟	側柱建物 柱造替有 梁行等間
SH06	桁行１間＋α 梁行２間	北　桁 1.95m＋α	西　梁 4.20m	40cm・円	N－10°－W 東西棟？	側柱建物 梁行等間

vii　井戸 SE01（第８・９図・図版２・４～７）

調査地Ⅱ区において検出した、掘形が径５ｍの平面形が方円形を呈し、掘形のほぼ中央部に井戸側を設置している。ただし、井戸側の検出は掘形検出面より－2.5mであり、井戸側上部については腐蝕し痕跡は認められない。井戸側は上部が丸太分割刳抜と下部は横板組無支持の構造を呈する。上部は長径1.2m、短径0.8mの不整長円形に３分割の丸太刳抜材を組んだものであり、３枚の板材の下部の両端には、ほぞ穴がみられる。この穴は組み合わせの際に、くさび状の装置もしくは紐どめにて保持するために使用されたものと考えられる。下部は角材で組まれた方形枠上に、長辺90㎝、短辺20㎝、厚さ５㎝の長方形の板材を横方向に組み上げたものであるが、保持する明確な装置がみられない。そのため、上部の刳抜材を設置する際、積み上げた横板が崩落している。なお、この井戸については、井戸側に二つの異なる構造物がみられることから、横板組隅柱どめの構造の井戸を改修するにあたり、その下部を残し、丸太分割刳抜材を上位に設置した造り直しの可能性が考えられる。

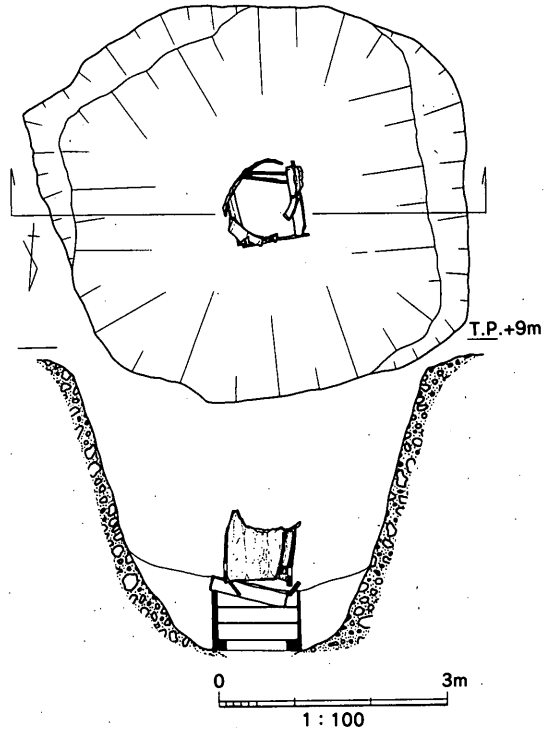

第８図　井戸 SE01

出土遺物には、掘形より土師器坏（１～９・23～26）、高台付坏（10～12）、皿（13～20・27）、甕（34）黒色土器Ａ類椀（21・22）、須恵器高台付坏（28・29）、壺（30～33）のほか竈、瓦がある。また、井戸最下位より、土師器高台付坏（35）、皿（36）のほか、櫛（図版７）、籠、曲物が出土している。

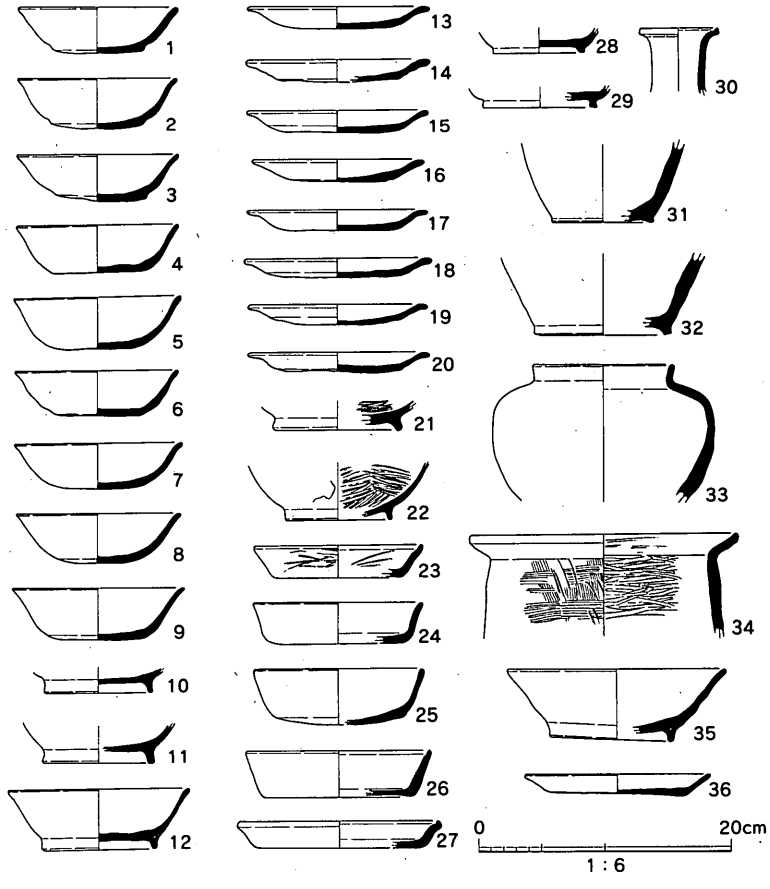

第９図　井戸 SE01出土遺物

掘形出土の土師器供膳形態の坏・皿（１～20）は回転台成形であり、法量分化が整備縮小によりほぼ単一化された状況と考えられる。黒色土器Ａ類椀は底部片であるが、深椀化している。井戸最下位出土の高台付坏35、皿36は赤色塗彩が施されている。いずれも10世紀代前半に位置付けられるものである。

Ⅲ　小結

正方位指向の建物跡SH01～03は柱穴掘形の規模はいずれも小規模なものであり、平面形状に方形・長方形もみられるが、不整形のものが目立つ。柱間寸法にはばらつきがみられ、柱筋の通りも悪く、柱の部分的な造替も顕著である。これらのことから、構造的には精緻なものであるとは言い難い。また、建物跡SH01・02のように2棟並立を想定させるものがあり、これまでの調査結果からも並立パターン[(1)]がみられることから、この領域内における建物配置においては通例的な在り方を示すものかもしれない。ただ、並立パターンには、隣接する位置での建替の可能性の余地を残しておかなければならない。

今回、正方位指向以外の建物跡として、現存条里方向と同方位のN－10°－W指向の建物跡を確認している。建物跡SH04・05は柱穴掘形が方形・長方形を呈し、特にSH05は規模的にも大きなものである。しかし、柱穴掘形の方向は一定せず、しかも柱間寸法にもばらつきがみられることから決して企画性の高い建物ではない。

これら建物跡の年代観については、正方位指向については柱造替がみられるが、全面的な建替が原則として認められないことから、掘立柱建物の耐用年限を50年程度とするならば、8世紀前半での使用・廃絶が考えられる。また、N－10°－W指向については、柱穴出土遺物に黒色土器A類椀がみられることを考慮すれば10世紀代が想定される。

このように、建物跡の存続期間からみたこの領域での空間利用は、8世紀前半および10世紀代の二時期が認められる。正方位指向の建物跡群については、国分寺や国分尼寺の伽藍方位が現存条里方向と同方位のN－10°－W方位であることから、これらを国府関連遺構であるならば、この地域にN－10°－W方位の土地区画整理が始まる以前の極めて初期段階の施設とみるとができる。また、国府政庁が当初より国分寺などと同様に、N－10°－W方位で整備されていたとするならば、8世紀前半という年代観を考慮すれば、8世紀中葉以降の国府政庁の成立以前の郡衙関連施設の可能性が考えられ、国府政庁の成立に伴う施設の再編による廃絶が想定される。

また、N－10°－W指向の建物群をもってこの領域が10世紀に機能を再開するが、その背景には寛平6年（896）の名方郡の分割に伴う官衙関連施設の再編が予想される。10世紀代に機能を開始する建物跡SH04・05は、柱穴掘形の形状が方形や長方形を呈することや棟持柱を独立させる構造などに古い様相の建築概念が働いている。

井戸SE01は井戸側に異なる構造の施設を有するものであり、掘形出土遺物に23～27[(2)]が混在していることから造替の可能性も考えられるが、掘形出土遺物と井戸最下位の出土遺物に時期差がみられないことから、異なる構造の井戸側を有する井戸の可能性が強い。出土遺物は土師器坏1～9や皿13～20はすでに法量が単一化していることや黒色土器A類の存在、さらに須恵器が供膳形態からほぼ撤退している様相を示すことから、阿波国府跡SD29一括資料[(3)]以降と考えられ、N－10°－W方位を指向する建物跡SH04～06と併存するものと考えられる。

当初、想定していた方1町内での掘立柱建物跡群の存在は、方75mという範囲内におさまるものと考えられる。奈良・平安時代を通じた官衙遺構として、一定のまとまりを有する建物跡が存在する地域としては評価されるものであるが、これらの建物が持ち得た機能や性格の把握、また方75m内における中心施設の存否の確認が課題である。

（註）

(1)　H11調査の建物跡SH02の並堂？と考えられるものやSH04・05の並立例がある。

(2)　掘形出土遺物23～27の土師器坏には、口縁端部を肥厚させる形態や赤色塗彩が施されており、土師器1～20とは形態的に異なる一群である。時期的には8世紀代と考えられる。

(3)　「阿波国」『国府－畿内・七道の様相』日本考古学協会三重県実行委員会編、1996年。

掘立柱建物跡 SH01～03（南から）

掘立柱建物跡 SH01・02（南から）

図版2

掘立柱建物跡 SH01・02（東から）

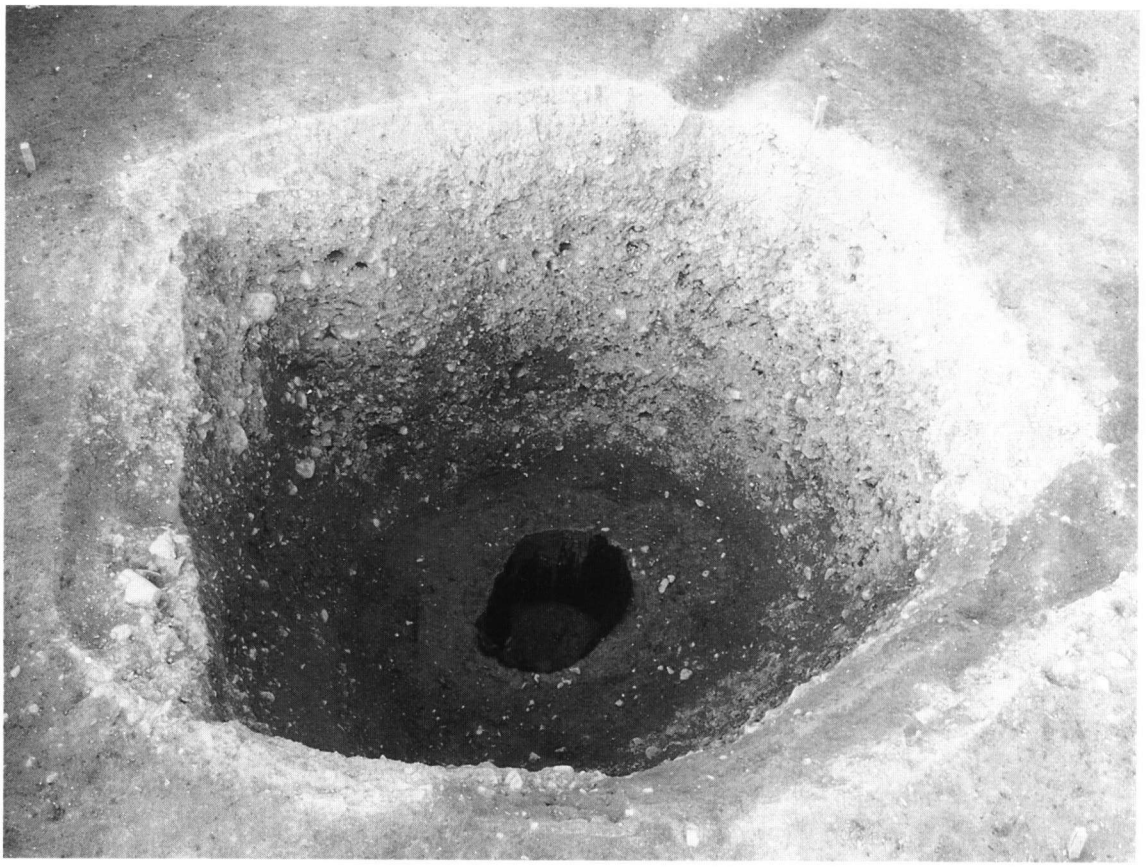

井戸 SE01（南から）

掘立柱建物跡 SH01・04（南から）

掘立柱建物跡 SH02（東から）

掘立柱建物跡 SH03（南から）

図版4

掘立柱建物跡 SH05（南から）

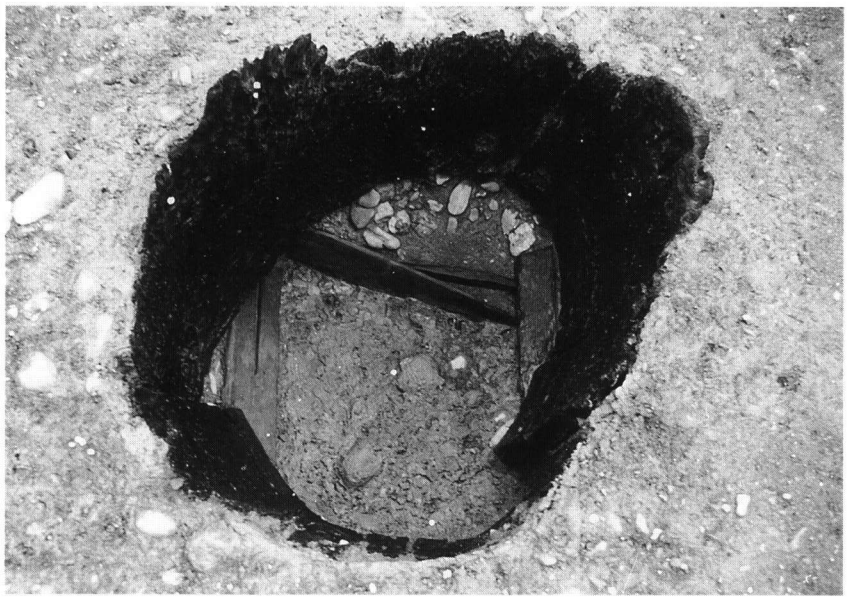

井戸 SE01丸太分割刳抜材部
（北から）

井戸 SE01丸太分割刳抜材ほぞ穴
（東から）

井戸 SE01丸太分割刳抜材半割
（南から）

井戸 SE01横板組無支持部
（東から）

井戸 SE01横板組無支持隅部
（南東から）

図版6

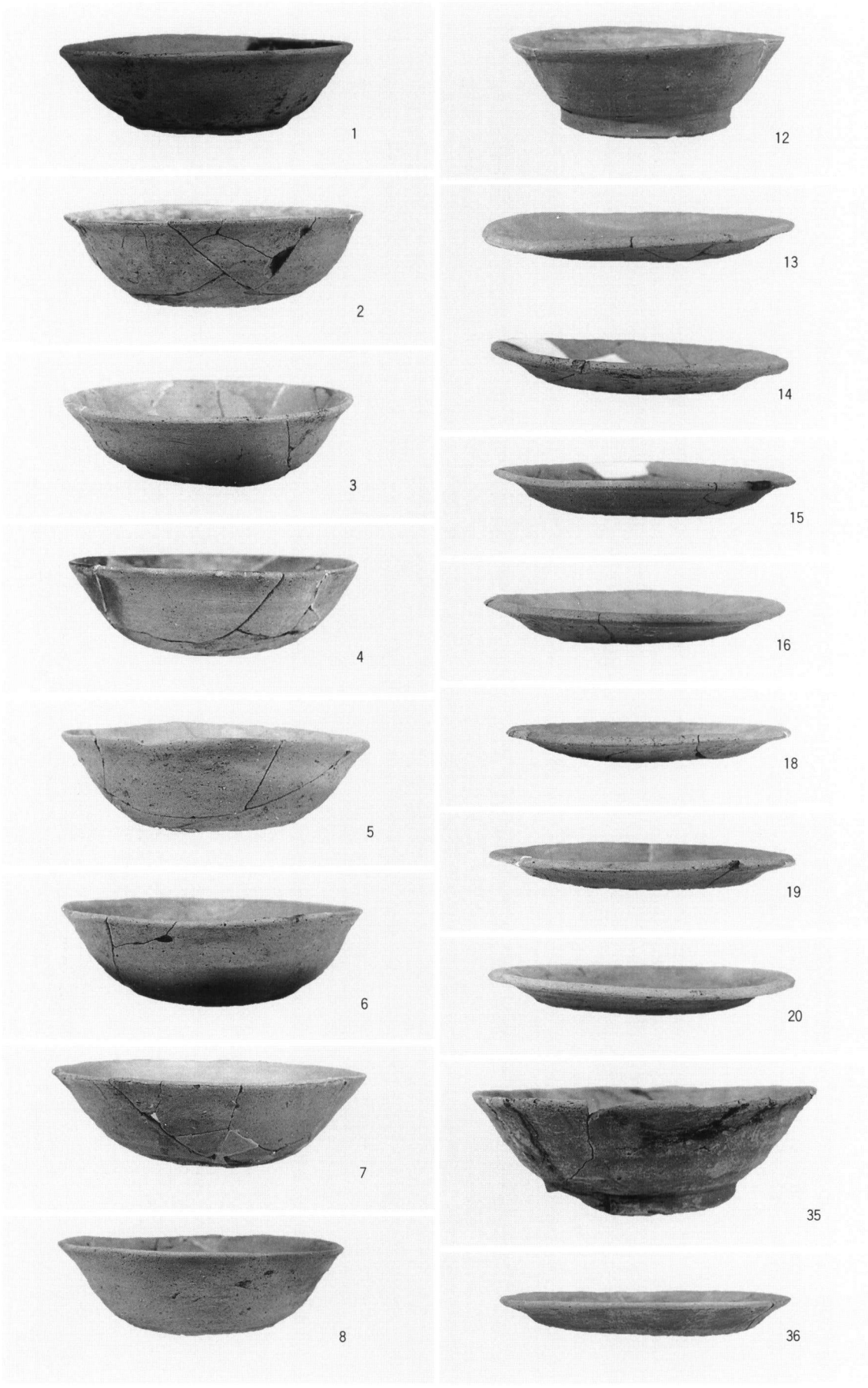

井戸 SE01出土遺物

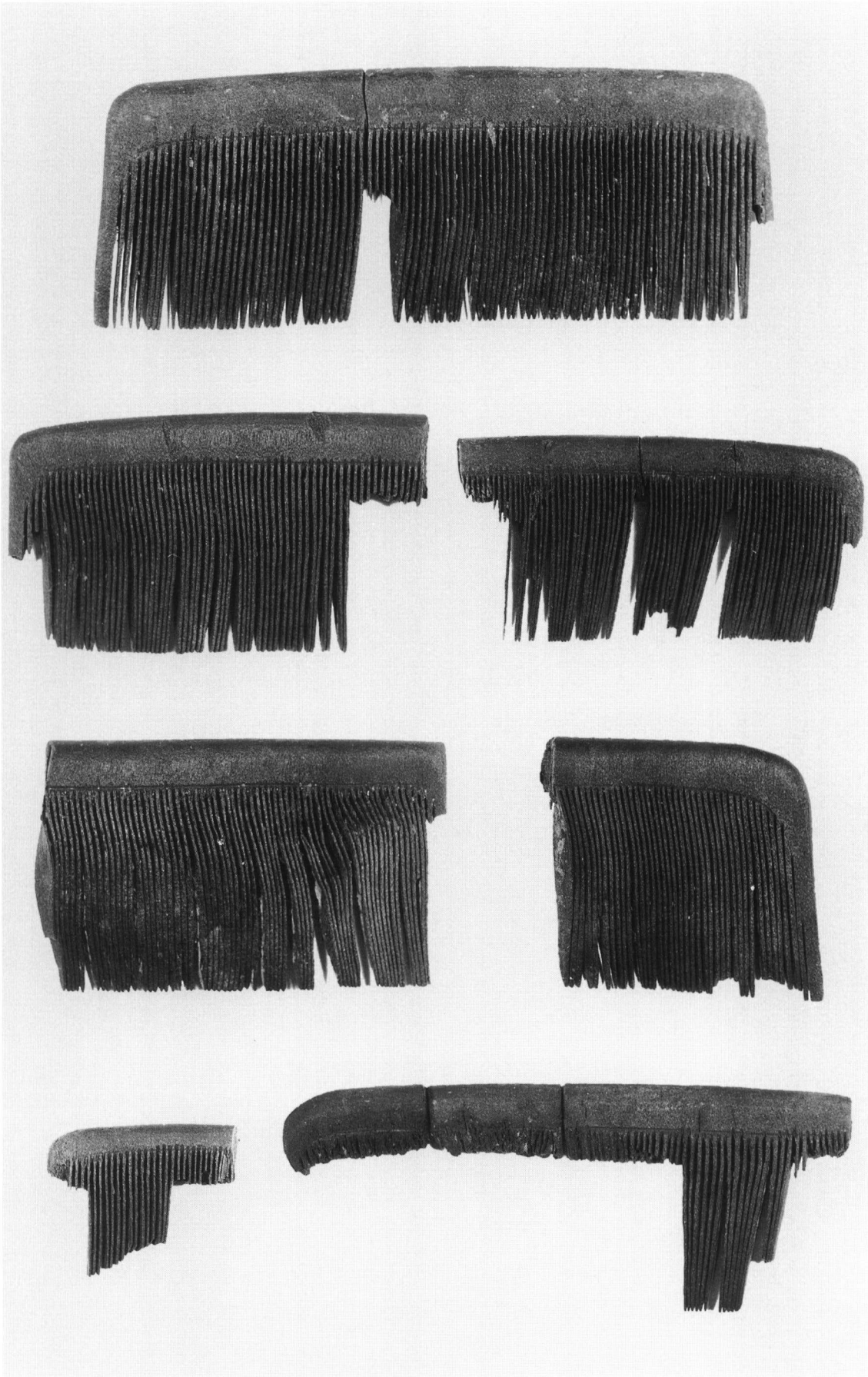

井戸 SE01出土遺物（S＝1：1）

阿波国府跡発掘調査報告書

2001. 3. 30

編　集　徳島市教育委員会社会教育課
発　行　徳島市教育委員会
印　刷　株式会社　教育出版センター